# 吸収合併に係る事後開示事項

（会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に規定する書類）

東京都千代田区紀尾井町４番３号
泉館紀尾井町

株式会社ピースリー

# 吸収合併に関する事後開示事項

2020 年 5 月 1 日

株式会社ピースリー
（旧商号：株式会社トランザス）
代表取締役　　藤　吉　英　彦

当社（1995年1月26日付けで設立された「株式会社トランザス」（旧本店所在地：横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号横浜ランドマークタワー）を指し、2020年5月1日付けで商号を「株式会社ピースリー」に変更しました。）は、2020年3月24日に株式会社ピースリー（2019年3月25日付けで設立された「株式会社ピースリー」を指し、以下「旧ピースリー」といいます。）との間で締結した吸収合併契約書に基づき、2020年5月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、旧ピースリーを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を実施しました。

本合併に関する会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事後開示事項は、次のとおりです。

## 1. 吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）

2020年5月1日

## 2. 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過、並びに会社法第785条及び第787条の規定並びに第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第200条第2号）

（1）会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

旧ピースリーに対して本合併をやめることを請求した株主は存在しませんでした。

（2）会社法第785条の規定による手続の経過

旧ピースリーは、会社法第785条第3項の規定に従い、株主に対して必要事項を通知しましたが、同条第1項の規定に基づく株式買取請求を行った株主は存在しませんでした。

（3）会社法第787条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

（4）会社法第789条の規定による手続の経過

旧ピースリーは、会社法第789条第2項の規定に従い、2020年3月25日付け官報により債権者に対して必要事項の公告を行い、かつ、知れている債権者に対して各別の催告を行いましたが、同条第1項の規定に基づく異議申述を行った債権者は存在しませんでした。

## 3. 吸収合併存続会社における会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過、並びに会社法第797条及び第799条の規定による手続の経過（会社法施行規則第200条第3号）

（1）会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過

本合併は、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

(2) 会社法第797条の規定による手続の経過

本合併は、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。なお、当社は、会社法第796条第3項及び第4項の規定に従い、2020年3月25日付け電子公告により株主に対して必要事項の公告を行いました。

(3) 会社法第799条の規定の規定による手続の経過

当社は、会社法第799条第2項及び第3項の規定に従い、2020年3月25日付け官報及び同日付け電子公告により債権者に対して必要事項の公告を行いましたが、同条第1項の規定に基づく異議申述を行った債権者は存在しませんでした。

**4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第200条第4号）**

当社は、本合併が効力を生じた日である2020年5月1日をもって、旧ピースリーより、その資産、負債及び権利義務の一切を承継しました。

**5. 会社法782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項（会社法施行規則第200条第5号）**

別紙のとおりです。

**6. 会社法第921条の変更の登記をした日（会社法施行規則第200条第6号）**

会社法の規定に従い、速やかに登記を行う予定です。

**7. その他吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第200条第7号）**

該当事項はありません。

以　上

別紙　会社法第 782 条第 1 項の規定により旧ピースリーが備え置いた書面に記載された事項

（別添のとおり）

# 吸収合併に係る事前開示事項

（会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に規定する書類）

横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号
横浜ランドマークタワー

株式会社ピースリー

# 吸収合併に関する事前開示事項

2020年3月25日

株式会社ピースリー
代表取締役　　寺　山　隆　一

当社は、2020年3月24日に株式会社トランザス（本店所在地：横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号横浜ランドマークタワー）（以下「トランザス」といいます。）との間で締結した吸収合併契約書に基づき、2020年5月1日を効力発生日として、当社を吸収合併消滅会社、トランザスを吸収合併存続会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行います。

本合併に関する会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める事前開示事項は、次のとおりです。

## 1. 吸収合併契約の内容（会社法第782条第1項）

別紙1をご参照ください。

## 2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第1号）

(1) 合併対価の総数及びその割当ての相当性に関する事項

① 合併に係る割当ての内容

| | トランザス<br>（吸収合併存続会社） | 当社<br>（吸収合併消滅会社） |
|---|---|---|
| 合併比率 | 1 | 1,870 |

（注1）当社の普通株式1株に対して、トランザス普通株式1,870株を割当て交付いたします。ただし、本合併の効力発生日直前にトランザスが保有する当社の株式（2020年1月31日現在、普通株式250株）については、本合併による株式の割当ては行いません。

なお、上記の合併比率は、算定の根拠となる諸条件について重大な変更が生じた等の場合、両者の協議により変更となることがあります。

（注2）本合併により交付する株式数

トランザス普通株式　467,500株

② 合併に係る割当ての内容の根拠等

ア　割当ての内容の根拠及び理由

トランザスは株式会社プルータス・コンサルティング（以下「プルータス」といいます。）による当社の株式価値の算定結果を参考に、当社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、トランザス及び当社の間で合併比率について慎重に協議・交渉を重ねた結果、最終的に本合併における合併比率の算式を上記①記載のとおりとすることが妥当であるとの判断に至り、合意いたしました。なお、この合併比率は、算定の基礎となる諸条件について重大な変更が生じた場合、トランザス及び当社の協議により変更されることがあります。

イ　算定に関する事項

(ア)　算定機関の名称並びにトランザス及び当社との関係

トランザスは、本合併に用いられる合併比率の検討に際し、その公平性・妥当性を

確保するため、トランザス及び当社から独立した第三者算定機関であるプルータスに当社の株式価値の算定を依頼することとしました。なお、プルータスは、トランザス及び当社の関連当事者には該当せず、トランザス及び当社との間で本合併に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

(イ)　算定の概要

プルータスは、当社の普通株式については、非上場会社であることから市場株価法は採用せず、将来の事業活動の状況に基づく収益獲得能力を評価に反映させるためにディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（DCF法）を用いて株式価値の算定を行いました。プルータスは、当社の株式価値算定に際して、提供を受けた情報、ヒアリングにより聴取した情報、一般に公開されている情報等を原則としてそのまま採用しております。また、採用したそれらの資料及び情報が全て正確かつ完全なものであること、当社の株式価値算定に重大な影響を与える可能性のある未開示の情報は存在しないこと、かつ当社の将来の利益計画や財務予測が現時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。

なお、DCF法による算定の基礎となる将来の利益計画においては、対前事業年度比較において大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれています。2021年1月期においては、2020年1月より開始したヘアーサロン向け番組配信事業が通年で寄与すること、2022年1月期においては、同事業における配信先の全国展開による飛躍的な増加を背景として大幅な増益を見込んでおります。

プルータスがDCF法に基づき算定した、当社普通株式の1株当たりの株式価値の算定結果は以下のとおりとなりました。

| | 算定結果（円／株） |
|---|---|
| DCF法 | 1,963,598円～2,805,140円 |

対価として交付するトランザスの株式価値については、トランザスの株式が東京証券取引所マザーズに上場しており市場株価が存在することから、市場株価法（市場株価法については、算定基準日である2020年3月23日の当社の株式の終値、当該基準日までの1か月間、3か月間及び6か月間の各取引日におけるトランザスの株式の終値単純平均を算定の基礎としております。）を採用いたしました。

かかる評価方法による当社の1株当たり株式価値を1とした場合の当社の1株当たり株式価値の評価レンジは、以下のとおりとなりました。

| 採用手法 | | 合併比率の算定レンジ |
|---|---|---|
| トランザス | 当社 | |
| 市場株価法 | DCF法 | 1,540～5,263 |

(ウ)　上場廃止となる見込み及びその事由

本合併における吸収合併存続会社であるトランザスの普通株式は、本合併の効力発生日以降も引き続き東京証券取引所マザーズにおいて上場を維持する見込みです。

(エ)　公正性を担保するための措置

公正性を担保するための措置として、本合併の実施に当たり、トランザスは、トランザス及び当社から独立した第三者算定機関であるプルータスに当社の株式価値の算定を依頼し、その算定結果を参考にして、当社との間で慎重に協議・交渉を行い、本合併に関する合併契約の締結ついて、2020年3月24日開催の取締役会において決議いたしました。

また、本合併に関するトランザスのリーガル・アドバイザーとして、アンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、法的な観点から諸手続及び対応等について助言を受けております。アンダーソン・毛利・友常法律事務所は、トランザス及び当社との間で本合併に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

なお、トランザスは、第三者算定機関から合併比率の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

(オ)　利益相反を回避するための措置

トランザスは当社の議決権の50％を保有し、当社はトランザスの連結子会社に該当します。加えて、トランザスの代表取締役社長藤吉英彦氏は、当社の代表取締役社長を兼務しております。

上記を踏まえ、利益相反のおそれを回避する観点から、藤吉英彦氏は、2020年3月24日に決議されたトランザス及び当社それぞれの取締役会における本合併に関する議題の審議及び決議には参加しておりません。トランザスの取締役会における本合併に関する議案は、藤吉英彦氏を除く取締役6名の全員一致により承認可決されております。

(2) 合併対価として当該種類の財産を選択した理由

当社及びトランザスは、本合併に係る当社の株式に対する合併対価として、吸収合併存続会社となるトランザスの株式を選択いたしました。当社及びトランザスは、トランザスの株式は、東京証券取引所マザーズに上場されており、当社株式を有する株主の皆様は、吸収合併存続会社となるトランザスの株式を受け取ることにより、本合併による統合効果を享受することが可能であることを考慮して、トランザスの株式を本合併に係る対価とすることが適切であると判断いたしました。

(3) 吸収合併存続会社と吸収合併消滅会社とが共通支配下関係にあるときは、当該吸収合併消滅会社の株主の利益を害さないように留意した事項

上記(1)②をご参照ください。

(4) 吸収合併存続会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本合併により増加するトランザスの資本金及び準備金の額は、それぞれ以下のとおりです。この取扱いは、トランザスの財務状況、資本政策その他の諸事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定するものであり、相当であると判断しております。

①　資本金の額　　0円
②　資本準備金の額　　会社計算規則に従い別途トランザスが定める額
③　利益準備金の額　　0円

**3.　合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第182条第1項第2号）**

(1) 吸収合併存続会社の定款の定め

別紙2をご参照ください。

(2) 合併対価の換価の方法に関する事項

① 合併対価を取引する市場

トランザスの株式は、東京証券取引所マザーズにおいて取引されております。

② 合併対価の取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者

トランザスの株式は、全国の各証券会社等にて取引の媒介、取次ぎ等が行われております。

③ 合併対価の譲渡その他の処分に制限があるときは、その内容

該当事項はありません。

(3) 合併対価に市場価格があるときは、その価格に関する事項

トランザスの株式の東京証券取引所マザーズにおける過去6ヶ月の株価推移は、以下のとおりです。

| 月別 | 2019年<br>9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 2020年<br>1月 | 2月 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 最高株価<br>(円) | 954 | 1,275 | 1,368 | 1,600 | 1,748 | 1,345 |
| 最低株価<br>(円) | 796 | 826 | 1,069 | 1,252 | 1,187 | 841 |

なお、東京証券取引所が以下のURLにおいて開示する株価情報及びチャート表示等により、トランザスの株式の市場価格及びその推移等がご覧いただけます。
http://www.jpx.co.jp/

(4) 吸収合併存続会社の過去5年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の内容

トランザスは、いずれの事業年度についても金融商品取引法第24条第1項の規定により有価証券報告書を提出しております。

**4. 吸収合併に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第3号）**

該当事項はありません。

**5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第4号）**

(1) 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙3をご参照ください。

(2) 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

(4) 吸収合併消滅会社の成立の日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

(5) 吸収合併消滅会社の成立の日における貸借対照表

当社には確定した事業年度がありません。当社の成立の日における貸借対照表は、別紙4をご参照ください。

**6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第182条第1項第5号）**

本合併効力発生日後のトランザスの資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

また、本合併効力発生日後のトランザスの収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、トランザスの債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

したがいまして、本合併後におけるトランザスの債務について履行の見込みがあると判断しております。

以　上

別紙１　吸収合併契約書

# 吸収合併契約書

株式会社トランザス（以下「甲」という。）及び株式会社ビースリー（以下「乙」という。）は、2020年３月24日（以下「本契約締結日」という。）、以下のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条（本吸収合併）

甲及び乙は、本契約の規定に従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」という。）を行う。

第２条（吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所）

本吸収合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、それぞれ以下のとおりである。

（1）　吸収合併存続会社
（商号）株式会社トランザス
（住所）神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目２番１号
横浜ランドマークタワー

（2）　吸収合併消滅会社
（商号）株式会社ビースリー
（住所）神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目２番１号
横浜ランドマークタワー

第３条（本吸収合併に際して交付する金銭等）

１．甲は、本吸収合併に際して、本吸収合併の効力が生ずる時点の直前時における乙の株主（ただし、甲及び乙を除く。以下「本割当対象株主」という。）の所有する乙の普通株式の数に1,870（以下「本合併比率」という。）を乗じて得られる数の甲の普通株式を交付する。

２．甲は、本吸収合併に際して、本割当対象株主に対し、その所有する乙の普通株式の数に本合併比率を乗じて得られる数の甲の普通株式を割り当てる。

３．甲が前二項に従って乙の株主に交付する甲の普通株式の数に１株に満たない端数がある場合、会社法第234条その他の関係法令の規定に基づき処理するものとする。

第４条（甲の資本金及び準備金の額に関する事項）

本吸収合併により増加すべき甲の資本金及び準備金の額は、それぞれ以下のとおりとする。

(1)　資本金の額　　0円
(2)　資本準備金の額　　会社計算規則に従い別途甲が定める額
(3)　利益準備金の額　　0円

第5条（本効力発生日）

本吸収合併がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2020年5月1日とする。ただし、本吸収合併の手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条（株主総会の承認）

1．甲は、会社法第796条第2項の規定により、本契約につき、株主総会の決議による承認を受けずに本吸収合併を行う。
2．乙は、本効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本吸収合併に必要な事項に関する株主総会の承認（会社法第319条第1項により、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。）を受けるものとする。

第7条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間、それぞれ善良な管理者の注意をもって業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲及び乙が協議し合意の上、これを行う。

第8条（本吸収合併の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から本効力発生日までの間に、甲又は乙の財産又は経営状態に重大な変更が生じた場合、本吸収合併の実行に重大な支障となる事態が生じ又は判明した場合、その他本吸収合併の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、本吸収合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条（本契約の効力）

本契約は、(i)本効力発生日の前日までに、第6条第2項に定める乙の株主総会による承認が得られなかった場合、又は(ii)前条に基づき本契約が解除された場合には、その効力を失う。

第 10 条（協議事項）

本契約に定めのない事項及び解釈上疑義が生じた事項については、甲及び乙は、相互の信頼関係の下、本契約の趣旨に沿って、信義誠実の原則に従い、協議の上決定するものとする。

第 11 条（準拠法及び裁判管轄）

1．本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈されるものとする。

2．本契約に関連する紛争については、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（以下余白）

上記を証するため、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、本書１通を作成し、甲は原本を、乙はその写しをそれぞれ保有する。

2020年３月24日

甲　横浜市西区みなとみらい二丁目２番１号
横浜ランドマークタワー
株式会社トランザス
代表取締役社長　藤吉　英彦　印

乙　横浜市西区みなとみらい二丁目２番１号
横浜ランドマークタワー
株式会社ビースリー
代表取締役会長　寺山　隆一　印

別紙２　吸収合併存続会社の定款

# 定　　款

制　定　日：平成　９年　８月１９日
最終変更日：平成３０年　４月１７日

# 第１章　総　　則

（商　号）

第１条　　当会社は、株式会社トランザスと称し、英文ではTRANZAS , Incと表示する。

（目　的）

第２条　　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１．　デジタル回路及びアナログ回路を利用した電気通信機器類の開発・製造・販売業務

２．　パーソナルコンピュータ、サーバ及びその周辺機器の設計・製造並びに販売

３．　パーソナルコンピュータ通信、情報通信システムの設計、企画、施工

４．　データ通信システムに関するソフトウェアの開発、販売並びに賃貸

５．　電気通信機械器具のソフトウェアの開発並びに販売

６．　電気通信機械器具のハードウェアの製造、開発及び販売並びに貿易

７．　アプリケーションシステムの設計、開発

８．　アプリケーションソフトウェアの企画・開発及び保守・点検

９．　インターネット、携帯電話、スマートフォンその他通信システムを利用した、法人、個人への文字情報・音声情報・画像情報を含むデジタルコンテンツの企画、開発、販売及び配信サービス業務

１０．インターネットなどの電気通信情報網を利用した情報提供サービス業

１１．コンピュータ使用における会員等のデータベース管理及び会員向け情報のサービス

１２．インターネットを利用した放送事業並びにその企画、開発、設計、運営及び販売に関する業務

１３．電気通信工事業務、電気工事業務

１４．電気通信事業に基づく役務提供

１５．労働者派遣事業法に基づく労働者派遣

１６．前各号に附帯する一切の事業

（本店の所在地）

第３条　　当会社は、本店を神奈川県横浜市におく。

（公告の方法）

第４条　　当会社の公告は、電子公告により行う。

２．　やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

（機関）

第５条　　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

（１）取締役会

（２）監査等委員会

（３）会計監査人

## 第２章　株　式

（発行可能株式総数）

第６条　　当会社の発行可能株式総数は、8,000,000株とする。

（自己株式の取得）

第７条　　当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

（単元株式数）

第８条　　当会社の１単元の株式数は、100株とする。

（単元未満株主の権利制限）

第９条　　当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

（１）会社法第189条第２項各号に掲げる権利

（２）取得請求権付株式の取得を請求する権利

（３）募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第１０条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２．株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

３．当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

（株式取扱規程）

第１１条　株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

（基準日）

第１２条　当会社は、毎事業年度末日の最終株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

２．前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

## 第３章　株　主　総　会

（招　集）

第１３条　当会社の定時株主総会は、事業年度終了後３ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

（招集権者及び議長）

第１４条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２．取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議であらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

３．取締役全員に事故があるときは、総会において出席株主のうちから議長を選出する。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第１５条　当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（決議の方法）

第１６条　株主総会の普通決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２．会社法第309条第２項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

（議決権の代理行使）

第１７条　株主は、当会社の議決権を行使することができる他の株主１人を代理人としてその議決権を行使することができる。

２．前項の場合には、株主又は代理人は、代理権を証する書面を株主総会ごとに当会社へ提出しなければならない。

（議事録）

第１８条　株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

# 第４章　取締役、代表取締役及び取締役会

（取締役の員数）

第１９条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）は10名以内とする。

２．当会社の監査等委員である取締役は、４名以内とする。

（取締役の選任）

第２０条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

２．当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

３．当会社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第２１条　取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

３．任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

（取締役会の招集権者及び議長）

第２２条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第２３条　取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の３日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２．取締役全員の同意があるとは、招集の手続きを経ないで、取締役会を開催できる。

（代表取締役及び役付取締役）

第２４条　会社に、代表取締役社長１名を、必要に応じて取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を置き、取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く）の中から選任する。

２．代表取締役社長は当会社を代表する。

３．代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役

（監査等委員である取締役を除く）が社長の職務を代行する。

（取締役会の決議の方法）

第２５条　取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第２６条　当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会の議事録）

第２７条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

（取締役会規程）

第２８条　取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（重要な業務執行の委任）

第２９条　当会社は、会社法第 399 条の 13 第６項の定めるところに従い、取締役会の決議によって、同条第５項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部又は一部の決定を取締役に委任することができる。

（報酬等）

第３０条　取締役の報酬、賞与、その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもって定める。

（取締役の責任免除）

第３１条　取締役が職務を行うにつき法令に定める要件に該当する場合において、責任の原因となった事実の内容、当該取締役の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、会社法第 425 条第１項の規定により免除することができる額を限度として各監査等委員の同意及び取締役会の決議によって、当該取締役の会社法第 423 条第１項の損害賠償責任を免除することができる。

２．当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、当該取締役の会社法第 423 条第１項の賠償責任につき、法令に定める要件に該当する場合は、法令が定める最低責任限度額とする額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。

## 第５章　監査等委員会

（監査等委員会の招集通知）

第３２条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２．監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。

（監査等委員会の決議方法）

第３３条　監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって決定する。

（常勤の監査等委員）

第３４条　監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会規程）

第３５条　監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

## 第６章　会計監査人

（会計監査人の選任）

第３６条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第３７条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の責任免除及び責任限定）

第３８条　当会社は、会計監査人との間で、会社法第 423 条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

# 第7章　計　算

（事業年度）

第３９条　当会社の事業年度は、毎年２月１日から翌年１月31日までの１年とする。

（期末配当金）

第４０条　当会社は、株主総会の決議によって、毎年１月３１日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という）を行う。

（中間配当金）

第４１条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年７月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第５項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

（期末配当金等の除斥期間）

第４２条　期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

２．未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

別紙3　吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

# 事　業　報　告

自　2018年2月1日
至　2019年1月31日

## 1．企業集団の現況に関する事項

### ⑴　当連結会計年度の事業の状況

#### ①　事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、政府の経済政策や日銀の金融緩和政策等による効果から、企業収益の回復や所得環境の改善の兆しも見え、緩やかな回復基調が持続してまいりました。しかしながら、国際経済における新興国経済の成長鈍化、欧州情勢、米国と中国の経済対立等の景気下振れリスクや北朝鮮の地政学的リスク等を受けて、景気の先行きは依然として不透明な状況で推移いたしました。一方で、世界ではAI・IoTの普及が進み、IoTデバイス数は2017年には約270億個だったものが、2020年には約400億個まで増加すると予想されており（出典：「平成30年版情報通信白書」総務省）、IoTを含めたICT分野への投資は増加すると見込まれております。

このような経済環境の下で、当社グループは、労働力不足をIoTの活用により解消することを目標とし、その実現に取り組んでまいりました。当社グループが提供するIoTソリューションサービスにおいては、映像配信分野において、ホテルVODのための製品（旧型STB）提供からホテルの省人化やホスピタリティ向上に貢献する製品提供への深化を目指し、クラウド型ホスピタリティサービスの開発を進めてまいりました。また、作業支援分野において民泊におけるチェックイン業務の効率化に寄与する自動チェックインシステムの開発を行い、提供を開始いたしました。しかし、映像配信分野における旧型STBの売上の落ち込みや生産遅延に伴う納品遅れによる影響を、新製品・サービスで補てんすることはできませんでした。

この結果、当連結会計年度の売上高は694,460千円（前期比44.8％減）、営業損失は144,783千円（前連結会計年度は251,873千円の営業利益）、経常損失は146,733千円（前連結会計年度は245,273千円の経常利益）、親会社株主に帰属する当期純損失は166,197千円（前連結会計年度は152,296千円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

#### ②　設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資等の総額は57,124千円であります。その主な内容は、IoTソリューションサービスにおいて、自動チェックインシステム用端末の製造のための金型の取得及びそのシステム開発等によるソフトウェアの取得であります。

#### ③　資金調達の状況

当連結会計年度における重要な資金調達はありません。

#### ④　事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

| 区分 | 第22期 (2016年1月期) | 第23期 (2017年1月期) | 第24期 (2018年1月期) | 第25期 (当連結会計年度) (2019年1月期) |
|---|---|---|---|---|
| 売上高(千円) | － | － | 1,258,047 | 694,460 |
| 経常利益又は経常損失(△)(千円) | － | － | 245,273 | △146,733 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円) | － | － | 152,296 | △166,197 |
| 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)(円) | － | － | 58.37 | △52.66 |
| 純資産(千円) | － | － | 1,361,905 | 1,203,416 |
| 総資産(千円) | － | － | 1,617,271 | 1,347,652 |

(注) 1．1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。
2．当社は、2017年5月8日付で株式1株につき50株の割合をもって株式分割を行っております。このため、第24期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。
3．当社グループは、第24期より連結計算書類を作成しておりますので、第23期以前の計数は記載しておりません。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

| 区分 | 第22期<br>(2016年1月期) | 第23期<br>(2017年1月期) | 第24期<br>(2018年1月期) | 第25期<br>(当事業年度)<br>(2019年1月期) |
|---|---|---|---|---|
| 売上高(千円) | 1,028,122 | 1,051,654 | 1,206,021 | 679,306 |
| 経常利益又は経常損失(△)(千円) | 202,407 | 184,484 | 262,882 | △126,079 |
| 当期純利益又は当期純損失(△)(千円) | 122,612 | 111,695 | 169,906 | △168,589 |
| 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)(円) | 65.19 | 55.63 | 65.12 | △53.41 |
| 純資産(千円) | 426,895 | 538,834 | 1,378,650 | 1,217,641 |
| 総資産(千円) | 630,395 | 702,534 | 1,597,419 | 1,360,778 |

(注) 1．1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。
2．当社は、2017年5月8日付で株式1株につき50株の割合をもって株式分割を行っております。このため、第22期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。

(3) 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 出資比率 | 主要な事業内容 |
|---|---|---|---|
| TRANZAS Asia Pacific Pte. Ltd. | 929,165米ドル | 100.00% | 海外市場におけるＩｏＴデバイスの販売、市場調査 |

(4) 対処すべき課題

当社グループは、ターミナルソリューション事業の立上げ時からターミナルとソフトウェアの両方の開発を行っており、顧客の注文に応じた最適なターミナルを一気通貫で行う垂直統合型のビジネスを展開してまいりました。特に、ホテルVODやIP放送に利用されるSTB（セットトップボックス）では、小ロットでも最適価格で顧客に提供できることから、当社グループのSTBは国内市場において高評価をいただいております。

現在、当社グループは、ホテルVODやIP放送向けSTB及びSTBの開発・製造で培った技術やノウハウに基づいて開発するIoT端末をホスピタリティ市場全般に浸透すべく、新端末、新サービスの開発・製造を行っております。ホテル向けにはVODだけでなく、ホテルのサービス向上や業務効率化に寄与するクラウド型ホスピタリティサービスやホスピタリティロボット、民泊向けの自動チェックインシステム等を開発いたしました。また、IoT化が今後一段と進むことが予想される製造業や物流業に向けてウェアラブルデバイス「Cygnus」の標準ソリューションをパートナーとともに開発し、その事業拡大に注力しております。さらに、各業種のIoT化を支援するために、IoTルータを開発する等、STBメーカーから労働力不足を解消するためのIoTメーカーへと進化すべくパートナーとともに各種施策に取り組んでおります。

当社グループでは、急速に技術が進歩しているIoTの分野において、中長期的に継続

した成長を実現し、企業価値の最大化を図るうえで、以下の項目を対処すべき重要な経営課題として考えております。

① 販売チャネルの拡大

当社グループは、主にパートナーであるVARを通じてターミナルやシステムを提供しているため、業容拡大のためには、国内外における既存のVARとの関係強化に努めるとともに、新規VARの開拓及び既存VARとの関係強化を図ることが必要です。そのため、既存VARに対しては、ターミナル及びソフトウェア双方の開発が可能な当社の強みを活かして、ニーズを取り込んだターミナルやサービスを提供し、適時適切なフォローサービスの提供を行ってまいります。また、新規VAR開拓のためには、IoTメーカーとしての知名度向上を図るとともに、人材育成を強化し、国内外におけるネットワークの強化を図ってまいります。

② 顧客満足度及び品質の向上

当社グループは、ターミナルの開発から製造まで一気通貫で提供しており、顧客が要求する機能と価格を満たす最適なターミナルの提供が可能です。今後、IoTがさらに市場に普及することで、IoTを活用したサービスを実現するためのターミナルを提供できる当社グループの強みが発揮できると確信しております。

そのような事業環境の変化に備えて、当社グループでは優秀な人材の確保と社内教育を拡充し、また、ターミナルの製造コスト削減のため、部材等の供給先の複数化を図ってまいります。

また、品質向上を目指してISO9000シリーズの認証取得を行っております。今後も顧客に対して適切な品質水準のターミナルの提供と顧客に対する価値提供レベルを向上させるため、同認証を維持して、品質向上を図ってまいります。

③ 研究開発の強化

既存のターミナルに利用するソフトウェアは、他の分野でも利用されるIoT端末のソフトウェア開発にも利用することができます。そのため、数多くのソフトウェアを開発することで、新ターミナルの開発が早期化でき、また、様々な顧客ニーズに応えることができるようになると考えております。

また、近年、様々なOSやアプリケーションソフトが誕生しており、それらと連動させたターミナルに対する需要が増加傾向にあります。

当社グループでは、よりソフトウェアの開発スピード能力を高め、リードタイム短縮化を目指し、また、複数の顧客ニーズに共通する機能を標準的な機能として、ターミナルに実装させることで、確実に新規顧客を取り込んでまいります。

④ 優秀な人材の確保と生産性の最大化

IoT市場においては、国内だけでなく海外においても常に新端末が開発・製造されており、当社グループのターミナルに類似したものも、今後、市場に投入される可能性はあります。そのため、それらとの差別化を図るためには、ソフトウェア開発が重要であると認識しており、優秀な人材の継続的確保が事業拡大の重要な課題となります。そのため、より高い専門性を有する人材をグローバルに確保するとともに、既存社員の能力及びスキルの底上げ、定着を図るために社内教育の拡充や定期

的な人事評価制度や報酬制度の見直し等を行ってまいります。
また、人材の確保のみならず、生産性を最大化させるために、個々の持つポテンシャルを最大限発揮できるよう、就業環境の最適化や人事制度の拡充に取り組んでまいります。

⑤ 内部統制及びガバナンスの強化

競争が激しいIoT市場において、持続的に健全な成長を果たすためには、当社及び関係会社の内部統制及びガバナンスの一層の強化が不可欠であると考えています。そのため、国内はもとより、海外支店及び海外子会社への監督強化のために海外事業推進室に加え、内部監査室を設け、その強化に取り組みました。また、内部統制レベルの向上を継続的に図るとともに、事業推進に必要な意思決定の迅速化にも邁進しています。

(5) 主要な事業内容（2019年１月31日現在）

当社グループは、「『しか』に拘り、当社独自のシステムを通じて、世の中に無い新しいサービスを創造する」ことを経営理念として、通信機能をもったターミナルの製造開発及びそれを利用したシステム・サービスの提供を主要な業務としております。自社でターミナルに組込むソフトウェアの開発から、ターミナルの製造、メンテナンスまでをワンストップで行えるところに特徴があります。

当社グループは、ターミナルソリューション事業の単一事業であるため、サービス区分ごとに記載いたします。

① ＩｏＴソリューションサービス

当社グループが開発製造する各種ターミナルやシステムを利用して、コンテンツやサービスを顧客に提供する事業者をVARと称し、当社グループは、VARをパートナーとしてVARに対してターミナルやシステムを提供しております。具体的には、主にBtoBtoCサービスを提供するSIer（システムインテグレーション（SI）を行う事業者の総称）やソフトウェア開発事業者がVARとなり、VARが要望する機能を実現するためのターミナルやシステムを最新の技術と過去の開発経験・ノウハウを活かして開発・製造しております。

IoTソリューションサービスは、映像配信分野、販売業務支援分野及び作業支援分野に展開しております。

② ＩＴ業務支援サービス

業務基幹システム等のアプリケーションソフトウェアの受託開発、システム運用に必要なパソコンやサーバ等の提供及びメンテナンス、開発したソフトウェア・システムのメンテナンスを提供しております。

サービス区分ごとの主要製品及びサービスは以下のとおりです。

| サービス区分 | 主要製品・サービス |
|---|---|
| ＩｏＴソリューションサービス | ＳＴＢ・サーバ・デジタルサイネージ・ウェアラブルデバイス・ＩｏＴコントローラー・自動チェックインシステム |
| ＩＴ業務支援サービス | システム構築・保守サービス |

(6) 主要な事業所（2019年１月31日現在）

| | |
|---|---|
| 当社本社 | 神奈川県横浜市 |
| 台湾支店 | 台湾新北市 |
| TRANZAS Asia Pacific Pte. Ltd. | シンガポール共和国 |

(7) 使用人の状況（2019年１月31日現在）

企業集団の使用人の状況

| 使用人数 | 前連結会計年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|---|---|---|---|
| 44名 | 1名増 | 38.4歳 | ３年7ヶ月 |

（注） 使用人数は就業人員であり、派遣社員及びアルバイトを含んでおりません。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## ２．株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　8,000,000株

(2) 発行済株式の総数　3,159,500株　（自己株式111株を含む）

(3) 株主数　2,129名

(4) 大株主（上位10名）

| 株主名 | 持株数（株） | 持株比率（％） |
|---|---|---|
| 藤吉英彦 | 1,013,000 | 32.06 |
| WORLD F PTE. LTD. | 445,000 | 14.09 |
| 前川昌之 | 155,000 | 4.91 |
| 藤吉一彦 | 100,000 | 3.17 |
| 株式会社ＳＢＩ証券 | 82,000 | 2.60 |
| 日本証券金融株式会社 | 61,900 | 1.96 |
| 長田豊國 | 50,000 | 1.58 |
| 藤吉友香子 | 40,000 | 1.27 |
| 株式会社ライブスター証券 | 38,800 | 1.23 |
| 藤吉佐己子 | 35,000 | 1.11 |

（注） 持株比率は発行済株式総数から自己株式数を控除して計算しております。

## ３．新株予約権等に関する事項

⑴　当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

| 名称 | 第４回新株予約権 | 第５回新株予約権 | 第６回新株予約権 |
|---|---|---|---|
| 保有人数 | 取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）　1名 | 取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）　2名 | 取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）　2名 |
| 保有する新株予約権の数 | 100個 | 650個 | 100個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | 普通株式　5,000株 | 普通株式　32,500株 | 普通株式　5,000株 |
| 新株予約権の発行価額 | 無償 | 無償 | 無償 |
| 新株予約権の行使価格 | １株当たり　170円 | １株当たり　170円 | １株当たり　240円 |
| 新株予約権の行使期間 | 2016年８月１日から2026年７月31日まで | 2017年２月１日から2025年１月29日まで | 2018年２月１日から2025年12月31日まで |
| 行使の条件 | （注）１ | | （注）２ |

（注）１．新株予約権の割り当てを受けたものは、権利行使時においても、当社の取締役若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等その他正当な理由のある場合はこの限りではない。その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。

２．新株予約権者は、新株予約権行使時においても当社、当社の完全子会社又は当社の関係会社の役員又は従業員であることを要する。但し、取締役、監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年により退職した場合又は当社の取締役会の承認を得た場合は、この限りでない。その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。

３．当社は、2017年５月８日付で株式１株につき50株の割合をもって株式分割を行っております。そのため、新株予約権の目的である株式の数及び新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は分割後の数値で記載しております。

⑵　当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

| 名称 | 第９回新株予約権 |
|---|---|
| 保有人数 | 当社使用人　10名<br>子会社の使用人　2名 |
| 保有する新株予約権の数 | 420個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | 普通株式　42,000株 |
| 新株予約権の発行価額 | １個当たり　1,390円 |
| 新株予約権の行使価格 | １株当たり　240円 |
| 新株予約権の行使期間 | 2020年５月１日から2023年11月30日まで |
| 行使の条件 | （注） |

（注）１．新株予約権者は、2020年１月期乃至2023年１月期のいずれかの期において、当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済当社連結損益計算書の経常利益が次の各号に掲げる金額を超過している場合、かつ、本新株予約権の行使日前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値が2,000円を超えている場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使

可能割合」という。）を限度として本新株予約権を行使することができる。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は、合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

(a) 2020年１月期乃至2021年１月期において、経常利益が500百万円以上を超過した場合、行使可能割合40％

(b) 2020年１月期乃至2023年1月期において、経常利益が1,000百万円以上を超過した場合、行使可能割合100％

２．新株予約権者は、割当日から本新株予約権が満了するまでの間に、東京証券取引所における当社普通株式の終値が一度でも500円を下回った場合、本新株予約権を行使することはできないものとする。

３．新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

４．本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

５．各本新株予約権の１個未満の行使を行うことはできない。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

## ４．会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2019年１月31日現在）

| 地位及び担当 | 氏名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 代表取締役社長 | 藤吉英彦 | CEO<br>TRANZAS Asia Pacific Pte. Ltd. Director |
| 取締役 | 松川淳 | 営業部長 |
| 取締役 | 稲田淳 | 経営管理部長 |
| 取締役 | 前川昌之 | 公認会計士税理士前川昌之事務所　所長<br>株式会社CONSOLIX　代表取締役<br>株式会社モデュレックス　社外監査役<br>株式会社アイ・ピー・エフコーポレーション　代表取締役 |
| 取締役（監査等委員） | 岡安俊英 | 岡安総合会計事務所　所長<br>株式会社松村組　社外監査役 |
| 取締役（監査等委員） | 佐々木豊 | 株式会社ビザライト　代表取締役 |
| 取締役（監査等委員） | 原口昌之 | 弁護士・公認会計士<br>原口総合法律事務所　所長<br>株式会社早稲田アカデミー　取締役（監査等委員）<br>ＭＲＴ株式会社　社外監査役 |

（注）１．取締役 岡安俊英氏、佐々木豊氏及び原口昌之氏は、社外取締役であります。

２．取締役（監査等委員）岡安俊英氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

３．取締役（監査等委員）原口昌之氏は、弁護士及び公認会計士の資格を有しており、法務、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

４．監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

５．当事業年度中における役員の異動は次のとおりであります。

2018年４月17日開催の第24期定時株主総会の終結の時をもって、福田敏章氏は任期満了により

取締役（監査等委員）を退任いたしました。

6．当社は、取締役 岡安俊英氏、佐々木豊氏及び原口昌之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第１項の規定に基づき、当社と取締役前川昌之氏、取締役（監査等委員）岡安俊英氏、佐々木豊氏及び原口昌之氏とは、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項で定める最低責任限度額を限度としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該役員が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとしています。

(3) 取締役の報酬等の額

| 区　　分 | 支給人員 | 支給額 |
|---|---|---|
| 取締役（監査等委員を除く） | 4名 | 49,215千円 |
| 取締役（監査等委員） | 4名 | 7,900千円 |
| 合　　計 | 8名 | 57,115千円 |

（注）１．上記には、2018年４月17日をもって退任した取締役（監査等委員）１名を含んでおります。

２．取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、第22期定時株主総会において年額80,000千円以内と決議いただいております。また、取締役（監査等委員）の報酬限度額は第24期定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。

３．上記のうち社外取締役（監査等委員）３名に支払った報酬等の総額は7,300千円であります。

４．上記支給額の他、当社子会社の取締役を兼務している取締役（監査等委員を除く）１名に対して、子会社が当事業年度に係る基本報酬として総額7,746千円を支払っております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

取締役（監査等委員）である岡安俊英氏は、岡安総合会計事務所の所長、株式会社松村組の社外監査役を兼任しております。当社と同事務所及び同社との間には特別の関係はありません。

取締役（監査等委員）である佐々木豊氏は、株式会社ビザライトの代表取締役を兼任しております。当社と同社との間には特別の関係はありません。

取締役（監査等委員）である原口昌之氏は、原口総合法律事務所の所長、株式会社早稲田アカデミーの取締役（監査等委員）及びMRT株式会社の社外監査役を兼任しております。当社と同事務所及び各社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

| 区　分 | 氏　名 | 主な活動状況 |
|---|---|---|
| 社外取締役<br>(監査等委員) | 岡　安　俊　英 | 2018年４月17日就任以降の取締役会11回のうち11回（100％）、監査等委員会10回のうち10回（100％）に出席し、必要に応じて公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。 |
| 社外取締役<br>(監査等委員) | 佐々木　　豊 | 当事業年度開催の取締役会15回のうち15回（100％）、監査等委員会13回のうち13回（100％）に出席し、必要に応じて企業経営者としての専門的見地からの発言を行っております。 |
| 社外取締役<br>(監査等委員) | 原　口　昌　之 | 当事業年度開催の取締役会15回のうち15回（100％）、監査等委員会13回のうち13回（100％）に出席し、必要に応じて弁護士・公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。 |

５．会計監査人に関する事項

⑴ 会計監査人の名称

監査法人Ａ＆Ａパートナーズ

⑵ 会計監査人の報酬等

① 当社が支払うべき報酬等の額　13,000千円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　13,000千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。

２．監査等委員会は会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況や報酬見積もりの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

⑶ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合、その他必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、全員の同意により、会計監査人を解任いたします。

⑷ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の定款規定を設けておりますが、会計監査人との間に責任限定契約は締結しておりません。

## 6．業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

### ⑴　業務の適正を確保するための体制整備

業務の適正を確保するための内部統制システムの整備に関する基本方針として、当社が取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

①　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制の構築・維持については、監査等委員である取締役による取締役の業務執行の監視に加え、取締役社長の命を受けた内部監査担当者が、内部監査規程に基づき、取締役及び使用人の職務の執行に関する状況の把握、監視等を定期的に行い、取締役社長に報告しております。

また、法令や社内規程上疑義のある行為等についてその情報を直接受領する内部通報制度を整備・運用しております。

②　取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、経営管理部を管掌する取締役又は執行役員を担当役員とし、職務執行に係る情報を適切に文書又は電磁的情報により記録し、文書管理規程に定められた期間保存・管理を行うものとしております。なお、取締役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとし、担当役員はその要請に速やかに対応するものとしております。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従いリスク管理に係るコンプライアンス規程及び危機管理規程を制定及び改定し、潜在的リスクの早期発見及び不正行為に対する迅速かつ適切な措置を講ずる体制の構築を進めております。不測の事態が生じた場合には、取締役社長を委員長とする対策委員会を設置して、開示を含む迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整えております。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、全社的な事業計画を定めるものとし、各取締役及び執行役員は、計画達成に向けて各部門が実施すべき具体的な数値目標及びアクションプランを定めるものとしております。これらの計画の達成に向けて予算管理を月次で行うほか、計画の進捗評価に用いる主要な指標については、経営会議において情報共有されております。また、稟議・決裁等のプロセスが明確化されているため、すべての業務レベルにおいて決定が迅速かつ適正に行われております。

このような機関ないし会議体の機能と業務プロセスにおける位置付けに関しては、全役員及び社員の間で共通に認識されているため、計画の策定と推進、その進捗の評価が適正に行われる体制が整っております。

⑤　当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社では、関係会社担当部署として海外事業推進室を設けており、海外子会社管理規程に基づき、関係会社管理を行っております。また、取締役会は、当社グループの経営計画を決議し、経営管理部はその進捗状況を毎月取締役会に報告するとともに、内部監査室が、当社及び当社子会社の内部監査を実施し、その結果を社長に報告することを内部監査計画として策定しております。

⑥　監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

内部監査担当者が協力するとともに、監査業務に必要な補助すべき特定の従業員として、監査等委員会付を置きます。監査等委員会付は原則１名以上配します。

監査等委員会付の独立性を確保するため、当該従業員の任命、異動等人事権に係わる事項の決定には監査等委員会の事前の同意を得て行います。また、監査等委員会付の人事考課については監査等委員の同意を得て行います。

⑦　監査等委員でない取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

監査等委員でない取締役及び使用人は、重大な法令違反及び著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったとき等は、遅滞なく監査等委員会に報告するものとします。

監査等委員及び監査等委員会は必要に応じていつでも取締役に対し報告を求めることができるものとします。

監査等委員会へ報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止するとともに、その旨を周知徹底しております。

⑧　その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会が重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を効率的かつ効果的に把握できるようにするため、監査等委員はいつでも取締役及び従業員に対して報告を求めることができ、取締役は社内の重要な会議への監査等委員の出席を拒めないものとしております。

また、監査等委員は、内部監査担当者及び会計監査人と緊密に連携し、定期的に情報交換を行うものとし、必要に応じて顧問弁護士との意見交換等を実施するものとしております。

⑨　監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生じる費用の前払い、または償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について、当社に対し会社法第399条の２第４項に基づく費用の前払い等を請求したときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。また、当社は監査業務にかかる費用について、必要に応じ、一定額の予算を確保するものとしております。

⑩　反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力との取引関係や支援関係を含め一切の接触を遮断し、反社会的勢力からの不当要求は断固として拒絶するものとしております。反社会的勢力から経営活動に対する妨害や加害行為、誹謗中傷等の攻撃を受けた場合は、人事総務部が対応を一元的に管理し、警察等関連機関とも連携し、組織全体で毅然とした対応を行う体制を整えております。

⑪　財務報告の信頼性を確保するための体制

「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定めるとともに、財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制の整備、維持、向上に努めております。

(2)　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

①　内部統制システム全般

当社では、人事総務部による業務監査及び内部統制監査を通じて、内部統制システム全般の整備、運用状況の評価及び改善を実施しております。

②　コンプライアンス

法令遵守体制の点検・強化を推進するため、「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンス担当役員を選任しております。また、コンプライアンス違反行為の発生を防止するとともに、万が一これらの行為が発生した場合において当該事実を速やかに把握し、適切に対処することを目的として、コンプライアンス相談窓口を社内に設置し、取り組みを強化しております。

③　リスク管理

当社では、様々なリスクを一元的に予防、管理すること、またリスクが顕在化した場合には、迅速かつ的確な対応をすることを目的として、「危機管理規程」を整備し、危機管理担当取締役を選任しております。

④　取締役の職務執行

当社は、「取締役会規程」に基づき、原則月１回の取締役会を開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上の重要な事項の決議を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。また、社外取締役を選任し、取締役会による当社取締役の職務執行の監督機能を強化しております。

なお、当事業年度につきましては、取締役会を15回開催しております。

⑤　監査等委員会

監査等委員会は、監査等委員の取締役会への出席及び監査等委員による経営会議その他の重要な会議への出席及び取締役、使用人からのヒアリングを通じて、当社の内部統制の整備、運用状況について確認を行うとともに、より健全な経営体制と効率的な運用を行うための助言を行っております。

また、監査等委員会は会計監査人、内部統制担当部署など内部統制に係る組織と適宜情報交換を行い、連携を保ちながら監査の実効性を確保しております。

## ７．会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

# 連結貸借対照表

2019年１月31日現在

（単位：千円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部） | | （負債の部） | |
| 流動資産 | 1,267,067 | 流動負債 | 144,236 |
| 現金及び預金 | 792,559 | 買掛金 | 110,279 |
| 売掛金 | 320,674 | 賞与引当金 | 10,366 |
| たな卸資産 | 61,762 | その他 | 23,590 |
| 繰延税金資産 | 1,232 | 負債合計 | 144,236 |
| その他 | 90,845 | （純資産の部） | |
| 貸倒引当金 | △7 | 株主資本 | 1,201,868 |
| 固定資産 | 80,585 | 資本金 | 437,237 |
| 有形固定資産 | 25,400 | 資本剰余金 | 378,087 |
| 建物 | 4,610 | 利益剰余金 | 386,790 |
| 工具、器具及び備品 | 20,790 | 自己株式 | △246 |
| 無形固定資産 | 36,369 | その他の包括利益累計額 | 839 |
| ソフトウェア | 29,893 | 繰延ヘッジ損益 | △154 |
| その他 | 6,476 | 為替換算調整勘定 | 993 |
| 投資その他の資産 | 18,815 | 新株予約権 | 708 |
| 長期前払費用 | 5,941 | | |
| 繰延税金資産 | 1,728 | 純資産合計 | 1,203,416 |
| その他 | 11,144 | | |
| 資産合計 | 1,347,652 | 負債純資産合計 | 1,347,652 |

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

（2018年2月1日から
2019年1月31日まで）

（単位：千円）

| 科目 | 金 | 額 |
|---|---|---|
| 売上高 | | 694,460 |
| 売上原価 | | 507,730 |
| 売上総利益 | | 186,729 |
| 販売費及び一般管理費 | | 331,512 |
| 営業損失 | | 144,783 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 52 | |
| 受取補償金 | 212 | |
| その他 | 121 | 386 |
| 営業外費用 | | |
| 為替差損 | 1,467 | |
| その他 | 870 | 2,337 |
| 経常損失 | | 146,733 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | 977 | |
| 倉庫移転費用 | 1,281 | 2,258 |
| 税金等調整前当期純損失 | | 148,992 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 654 | |
| 法人税等調整額 | 16,550 | 17,205 |
| 当期純損失 | | 166,197 |
| 親会社株主に帰属する当期純損失 | | 166,197 |

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

（2018年2月1日から
2019年1月31日まで）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 434,262 | 375,112 | 552,987 | △75 | 1,362,287 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 新株の発行 | 2,975 | 2,975 | － | － | 5,950 |
| 親会社株主に帰属する当期純損失（△） | － | － | △166,197 | － | △166,197 |
| 自己株式の取得 | － | － | － | △171 | △171 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | － | － | － | － | － |
| 当期変動額合計 | 2,975 | 2,975 | △166,197 | △171 | △160,418 |
| 当期末残高 | 437,237 | 378,087 | 386,790 | △246 | 1,201,868 |

| | その他の包括利益累計額 | | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 繰延ヘッジ損益 | 為替換算調整勘定 | その他の包括利益累計額合計 | | |
| 当期首残高 | △1,246 | 864 | △382 | － | 1,361,905 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 新株の発行 | － | － | － | － | 5,950 |
| 親会社株主に帰属する当期純損失（△） | － | － | － | － | △166,197 |
| 自己株式の取得 | － | － | － | － | △171 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 1,091 | 129 | 1,221 | 708 | 1,930 |
| 当期変動額合計 | 1,091 | 129 | 1,221 | 708 | △158,488 |
| 当期末残高 | △154 | 993 | 839 | 708 | 1,203,416 |

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

2019年1月31日現在

（単位：千円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部） | | （負債の部） | |
| 流動資産 | 1,203,907 | 流動負債 | 143,137 |
| 現金及び預金 | 742,609 | 買掛金 | 109,625 |
| 売掛金 | 321,093 | 未払金 | 12,606 |
| たな卸資産 | 49,065 | 未払費用 | 2,781 |
| 前渡金 | 3,169 | 前受金 | 3,707 |
| 前払費用 | 14,177 | 預り金 | 3,829 |
| 繰延税金資産 | 1,232 | 賞与引当金 | 10,366 |
| その他 | 72,565 | その他 | 220 |
| 貸倒引当金 | △7 | 負債合計 | 143,137 |
| 固定資産 | 156,871 | （純資産の部） | |
| 有形固定資産 | 25,400 | 株主資本 | 1,217,086 |
| 建物 | 10,808 | 資本金 | 437,237 |
| 工具、器具及び備品 | 59,822 | 資本剰余金 | 378,087 |
| 減価償却累計額 | △45,230 | 資本準備金 | 365,966 |
| 無形固定資産 | 36,369 | その他資本剰余金 | 12,121 |
| ソフトウェア | 29,893 | 利益剰余金 | 402,007 |
| ソフトウェア仮勘定 | 6,174 | 利益準備金 | 1,170 |
| その他 | 301 | その他利益剰余金 | 400,837 |
| 投資その他の資産 | 95,101 | 繰越利益剰余金 | 400,837 |
| 関係会社株式 | 76,286 | 自己株式 | △246 |
| 長期前払費用 | 5,941 | 評価・換算差額等 | △154 |
| 繰延税金資産 | 1,728 | 繰延ヘッジ損益 | △154 |
| その他 | 11,144 | 新株予約権 | 708 |
| | | 純資産合計 | 1,217,641 |
| 資産合計 | 1,360,778 | 負債純資産合計 | 1,360,778 |

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

（2018年2月1日から
2019年1月31日まで）

（単位：千円）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| 売上高 | | 679,306 |
| 売上原価 | | 495,693 |
| 売上総利益 | | 183,612 |
| 販売費及び一般管理費 | | 307,458 |
| 営業損失 | | 123,846 |
| 営業外収益 | | |
| 受取補償金 | 212 | |
| その他 | 136 | 349 |
| 営業外費用 | | |
| 為替差損 | 1,711 | |
| その他 | 870 | 2,582 |
| 経常損失 | | 126,079 |
| 特別損失 | | |
| 関係会社株式評価損 | 24,024 | |
| 固定資産除却損 | 0 | |
| 倉庫移転費用 | 1,281 | 25,305 |
| 税引前当期純損失 | | 151,384 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 654 | |
| 法人税等調整額 | 16,550 | 17,205 |
| 当期純損失 | | 168,589 |

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

（2018年2月1日から 2019年1月31日まで）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | 自己株式 | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | |
| 当期首残高 | 434,262 | 362,991 | 12,121 | 375,112 | 1,170 | 569,426 | 570,597 | △75 | 1,379,896 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 新株の発行 | 2,975 | 2,975 | － | 2,975 | － | － | － | － | 5,950 |
| 当期純損失（△） | － | － | － | － | － | △168,589 | △168,589 | － | △168,589 |
| 自己株式の取得 | － | － | － | － | － | － | － | △171 | △171 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 当期変動額合計 | 2,975 | 2,975 | － | 2,975 | － | △168,589 | △168,589 | △171 | △162,810 |
| 当期末残高 | 437,237 | 365,966 | 12,121 | 378,087 | 1,170 | 400,837 | 402,007 | △246 | 1,217,086 |

| | 評価・換算差額等 | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|
| | 繰延ヘッジ損益 | 評価・換算差額等合計 | | |
| 当期首残高 | △1,246 | △1,246 | － | 1,378,650 |
| 当期変動額 | | | | |
| 新株の発行 | － | － | － | 5,950 |
| 当期純損失（△） | － | － | － | △168,589 |
| 自己株式の取得 | － | － | － | △171 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 1,091 | 1,091 | 708 | 1,800 |
| 当期変動額合計 | 1,091 | 1,091 | 708 | △161,009 |
| 当期末残高 | △154 | △154 | 708 | 1,217,641 |

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

別紙４　吸収合併消滅会社の成立の日における貸借対照表

株式会社ピースリー

設立時貸借対照表
（2019年3月25日現在）

（単位：円）

| 資産の部 | | 純資産の部 | |
|---|---|---|---|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| 流動資産 | | 株主資本 | |
| 現金及び預金 | 5,000,000 | 資本金 | 2,500,000 |
| | | 資本準備金 | 2,500,000 |
| 資産合計 | 5,000,000 | 純資産合計 | 5,000,000 |

# 吸収合併に関する事前開示事項の変更について

2020年4月17日

株式会社ピースリー
代表取締役　　寺　山　隆　一

当社は、当社を吸収合併消滅会社、株式会社トランザス（以下「トランザス」といいます。）を吸収合併存続会社とする吸収合併に関し、2020年3月25日付けで「吸収合併に関する事前開示事項」（以下「本事前開示事項」といいます。）を備置しておりますが、今般、トランザスの取締役会において、2020年1月期に係る計算書類等が承認され、最終事業年度に係る計算書類等の内容が変更されました。また、当社の株主総会において、2020年1月期に係る計算書類等が承認されました。

これにより、本事前開示事項の下記事項について、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条第1項第6号の規定に基づき、変更いたします。なお、下記の変更箇所には下線を付しております。

記

**5.　計算書類等に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第4号）**

(1) 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙3をご参照ください。

(4) 吸収合併消滅会社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

以　上

別紙３　吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

（別添のとおり）

別紙3　吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

# 事　業　報　告

自　2019年２月１日
至　2020年１月31日

## １．企業集団の現況に関する事項

### ⑴　当連結会計年度の事業の状況

#### ①　事業の経過及びその成果

当連結会計年度においては、第１四半期に当社が50%を出資し、株式会社ピースリーを設立いたしました。その設立により、当社の事業にメディアの要素が加わり、従来より行ってまいりましたIoTデバイスをはじめとしたデジタルサイネージ事業などのターミナルソリューション事業にも、新しい展開の可能性が広がりました。また、凸版印刷株式会社との連携によるクラウド型のコンテンツ配信システムであるNEXT GENERATION HOSPITALITY（NGH）も、従来の販売型ビジネスから「ストック型」「サブスクリプション型」ビジネスへの転換として立ち上がり、本事業に付帯する新サービスの開発を積極的に図ってまいりました。

また、シンガポール子会社TRANZAS Asia Pacific Pte. Ltd.が現地において、大規模ビルへのエネルギー削減装置の導入に成功し、パートナー企業とともに新たなるIoT事業の展開を始めるに至っております。

しかしながら、当連結会計年度において持分法適用関連会社である株式会社ピースリーを連結子会社化したため、メディア・プラットフォーム事業で大きな成果が出始めた当連結子会社に対する売上・利益が内部取引として消去され、また将来的な「ストック型」ビジネスに重点を置いたビジネス構造を重視した取引を積極的に行ったことで、当初の想定を下回る業績となりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は783,417千円（前期比12.8%増）、営業損失は103,318千円（前連結会計年度は144,783千円の営業損失）、経常損失は102,370千円（前連結会計年度は146,733千円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純損失は122,263千円（前連結会計年度は166,197千円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

#### ②　設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資等の総額は74,807千円であります。その主な内容は、システム開発等によるソフトウェアの取得であります。

#### ③　資金調達の状況

当連結会計年度における重要な資金調達はありません。

#### ④　事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

#### ⑤　他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

| 区分 | 第23期 (2017年1月期) | 第24期 (2018年1月期) | 第25期 (2019年1月期) | 第26期 (当連結会計年度) (2020年1月期) |
|---|---|---|---|---|
| 売上高(千円) | ― | 1,258,047 | 694,460 | 783,417 |
| 経常利益又は経常損失(△)(千円) | ― | 245,273 | △146,733 | △102,370 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円) | ― | 152,296 | △166,197 | △122,263 |
| 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)(円) | ― | 58.37 | △52.66 | △38.65 |
| 純資産(千円) | ― | 1,361,905 | 1,203,416 | 1,091,396 |
| 総資産(千円) | ― | 1,617,271 | 1,347,652 | 1,166,606 |

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 当社は、2017年5月8日付で株式1株につき50株の割合をもって株式分割を行っております。このため、第24期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。
3. 当社グループは、第24期より連結計算書類を作成しておりますので、第23期の計数は記載しておりません。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

| 区分 | 第23期<br>(2017年1月期) | 第24期<br>(2018年1月期) | 第25期<br>(2019年1月期) | 第26期<br>(当事業年度)<br>(2020年1月期) |
|---|---|---|---|---|
| 売上高（千円） | 1,051,654 | 1,206,021 | 679,306 | 727,010 |
| 経常利益又は経常損失（△）（千円） | 184,484 | 262,882 | △126,079 | △115,859 |
| 当期純利益又は当期純損失（△）（千円） | 111,695 | 169,906 | △168,589 | △122,090 |
| 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）（円） | 55.63 | 65.12 | △53.41 | △38.59 |
| 純資産（千円） | 538,834 | 1,378,650 | 1,217,641 | 1,097,484 |
| 総資産（千円） | 702,534 | 1,597,419 | 1,360,778 | 1,165,708 |

（注）1．1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。
2．当社は、2017年5月8日付で株式1株につき50株の割合をもって株式分割を行っております。このため、第23期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。

(3) 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 出資比率 | 主要な事業内容 |
|---|---|---|---|
| TRANZAS Asia Pacific Pte. Ltd. | 929,165米ドル | 100.00% | 海外市場におけるＩｏＴデバイスの販売、市場調査 |
| 株式会社ピースリー | 5百万円<br>(資本準備金を含む) | 50.00% | プラットフォームメディアの構築とプランニング、広告の販売 |

（注）当連結会計年度において新たに設立し、当初は持分法適用関連会社に含めておりましたが、当社との取引が増加し支配が増したため、2019年11月1日に同社を連結子会社といたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、ターミナルソリューション事業の立上げ時から端末とソフトウェアの両方の開発を行っており、顧客の注文に応じた最適な端末を一気通貫で行う垂直統合型のビジネスを展開してまいりました。

現在、当社グループは、ホテルVODやIP放送向けSTB及びSTBの開発・製造で培った技術やノウハウに基づいて開発するIoT端末をホスピタリティ市場全般に浸透すべく、新端末、新サービスの開発・製造を行っております。ホテル向けにはVODだけでなく、ホテルのサービス向上や業務効率化に寄与するクラウド型コンテンツ配信システムや宿泊施設向けの自動チェックインシステム等の提供も行っております。また、IoT化が今後一段と進むことが予想される製造業や物流業に向けてウェアラブルデバイス「Cygnus」の標準ソリューションをパートナーとともに開発し、その事業拡大に注力しております。さらに、各業種のIoT化を支援するために、IoTルータを開発する等、STBメーカーから労働力不足を解消するためのIoTメーカーへと進化すべくパートナーとともに各種施策に取り組んでおります。

当社グループでは、急速に技術が進歩しているIoTの分野において、中長期的に継続した成長を実現し、企業価値の最大化を図るうえで、以下の項目を対処すべき重要な経営課題として考えております。

① 販売チャネルの拡大

当社グループは、主にパートナーであるVAR（Value Added Reseller）を通じて端末やシステムを提供しております。業容拡大のためには、国内外における既存のVARとの関係強化に努めるとともに、新規VARの開拓及び既存VARとの関係強化を図ることが必要です。そのため、既存VARに対しては、端末及びソフトウェア双方の開発が可能な当社の強みを活かして、ニーズを取り込んだ端末やサービスを提供し、適時適切なフォローサービスの提供を行ってまいります。また、新規VAR開拓のためには、IoTメーカーとしての知名度向上を図るとともに、人材育成を強化し、国内外におけるネットワークの強化を図ってまいります。

② 顧客満足度及び品質の向上

当社グループは、端末の開発から製造まで一気通貫で提供しており、顧客が要求する機能と価格を満たす最適なターミナルの提供が可能です。今後、IoTがさらに市場に普及することで、IoTを活用したサービスを実現するための端末を提供できる当社グループの強みが発揮できると確信しております。

そのような事業環境の変化に備えて、当社グループでは優秀な人材の確保と社内教育を拡充し、また、端末の製造コスト削減のため、部材等の供給先の複数化を図ってまいります。

また、品質向上を目指してISO9000シリーズの認証取得を行っております。今後も顧客に対して適切な品質水準のターミナルの提供と顧客に対する価値提供レベルを向上させるため、同認証を維持して、品質向上を図ってまいります。

③　研究開発の強化

既存の端末に利用するソフトウェアは、他の分野でも利用されるIoT端末のソフトウェア開発にも利用することができます。そのため、数多くのソフトウェアを開発することで、新端末の開発が早期化でき、また、様々な顧客ニーズに応えることができるようになると考えております。

また、近年、様々なOSやアプリケーションソフトが誕生しており、それらと連動させた端末に対する需要が増加傾向にあります。

当社グループでは、よりソフトウェアの開発スピード能力を高め、リードタイム短縮化を目指し、また、複数の顧客ニーズに共通する機能を標準的な機能として、端末に実装させることで、確実に新規顧客を取り込んでまいります。

④　優秀な人材の確保と生産性の最大化

IoT市場においては、国内だけでなく海外においても常に新端末が開発・製造されており、当社グループの端末に類似したものも、今後、市場に投入される可能性はあります。そのため、それらとの差別化を図るためには、ソフトウェア開発が重要であると認識しており、優秀な人材の継続的確保が事業拡大の重要な課題となります。そのため、より高い専門性を有する人材をグローバルに確保するとともに、既存社員の能力及びスキルの底上げ、定着を図るために社内教育の拡充や定期的な人事評価制度や報酬制度の見直し等を行ってまいります。

また、人材の確保のみならず、生産性を最大化させるために、個々の持つポテンシャルを最大限発揮できるよう、就業環境の最適化や人事制度の拡充に取り組んでまいります。

⑤　内部統制及びガバナンスの強化

競争が激しいIoT市場において、持続的に健全な成長を果たすためには、当社及び関係会社の内部統制及びガバナンスの一層の強化が不可欠であると考えています。そのため、国内はもとより、海外支店及び海外子会社への監督強化のために海外事業推進室に加え、内部監査室を設け、その強化に取り組みました。また、内部統制レベルの向上を継続的に図るとともに、事業推進に必要な意思決定の迅速化にも邁進しています。

(5) 主要な事業内容（2020年１月31日現在）

当社グループは、「『しか』に拘り、当社独自のシステムを通じて、世の中に無い新しいサービスを創造する」ことを経営理念として、IoT端末の開発・製造及びそれを利用したソリューション・サービスの提供を主要な業務としております。自社で端末に組込むソフトウェアの開発から、端末の製造、メンテナンスまでをワンストップで行えるところに特徴があります。

当社グループは、ターミナルソリューション事業の単一事業であるため、サービス区分ごとに記載いたします。

① ＩｏＴソリューションサービス

当社グループが開発・製造する各種IoT端末やシステムを最新の技術と過去の開発経験・ノウハウを活かして開発・製造しております。また当社製品を活用したソリューションの提案、サービスの提供も行っております。

② ＩＴ業務支援サービス

業務基幹システム等のアプリケーションソフトウェアの受託開発、システム運用に必要なパソコンやサーバ等の提供及びメンテナンス、開発したソフトウェア・システムのメンテナンスを提供しております。

サービス区分ごとの主要製品及びサービスは以下のとおりです。

| サービス区分 | 主要製品・サービス |
|---|---|
| ＩｏＴソリューションサービス | ＳＴＢ・サーバ・デジタルサイネージ・ウェアラブルデバイス・ＩｏＴコントローラー・自動チェックインシステム・クラウド型コンテンツ配信システム |
| ＩＴ業務支援サービス | システム構築・保守サービス |

(6) 主要な事業所（2020年１月31日現在）

①当社

| | |
|---|---|
| 本社 | 神奈川県横浜市 |
| 台湾支店 | 台湾新北市 |

②主要な子会社

| | |
|---|---|
| 株式会社ピースリー | 神奈川県横浜市 |
| TRANZAS Asia Pacific Pte. Ltd. | シンガポール共和国 |

(7) 使用人の状況（2020年１月31日現在）

企業集団の使用人の状況

| 使用人数 | 前連結会計年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|---|---|---|---|
| 43名 | 1名減 | 39.4歳 | ３年11ヶ月 |

（注） 使用人数は就業人員であり、派遣社員及びアルバイトを含んでおりません。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## ２．株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　8,000,000株

(2) 発行済株式の総数　3,169,000株　（自己株式111株を含む）

（注）新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は9,500株増加しております。

(3) 株主数　1,945名

(4) 大株主（上位10名）

| 株主名 | 持株数（株） | 持株比率（%） |
|---|---|---|
| 藤吉英彦 | 855,000 | 26.98 |
| WORLD F PTE. LTD. | 445,000 | 14.04 |
| 寺山隆一 | 158,000 | 4.98 |
| 前川昌之 | 155,000 | 4.89 |
| 藤吉一彦 | 100,000 | 3.15 |
| 株式会社SBI証券 | 72,300 | 2.28 |
| 玉山洋祐 | 60,000 | 1.89 |
| auカブコム証券株式会社 | 51,400 | 1.62 |
| 新沼吾史 | 51,100 | 1.61 |
| 野村證券株式会社 | 42,900 | 1.35 |

（注） 持株比率は発行済株式の総数から自己株式数を控除して計算しております。

## ３．新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

## ４．会社役員に関する事項

⑴　取締役の氏名等（2020年１月31日現在）

| 地位及び担当 | 氏　　名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 代表取締役社長 | 藤吉英彦 | ＣＥＯ<br>TRANZAS Asia Pacific Pte. Ltd. Director<br>株式会社ピースリー代表取締役社長 |
| 取締役 | 坂本博昭 | 国内事業管掌<br>株式会社ピースリー取締役 |
| 取締役 | 奥　文郎 | 経営管理部長 |
| 取締役 | 前川昌之 | 公認会計士税理士前川昌之事務所　所長<br>株式会社CONSOLIX　代表取締役<br>株式会社モデュレックス　社外監査役<br>株式会社アイ・ピー・エフコーポレーション　代表取締役 |
| 取締役<br>（監査等委員） | 岡安俊英 | 岡安総合会計事務所　所長<br>株式会社松村組　社外監査役 |
| 取締役<br>（監査等委員） | 佐々木豊 | 株式会社ビザライト　代表取締役<br>株式会社松屋アールアンドディ　社外取締役 |
| 取締役<br>（監査等委員） | 原口昌之 | 弁護士・公認会計士<br>原口総合法律事務所　所長<br>株式会社早稲田アカデミー　取締役（監査等委員）<br>ＭＲＴ株式会社　社外監査役 |

（注）１．取締役（監査等委員）岡安俊英氏、佐々木豊氏及び原口昌之氏は、社外取締役であります。

２．取締役（監査等委員）岡安俊英氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

３．取締役（監査等委員）原口昌之氏は、弁護士及び公認会計士の資格を有しており、法務、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

４．監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

５．当事業年度中における役員の異動は次のとおりであります。
2019年４月23日開催の第25期定時株主総会の終結の時をもって、松川淳氏及び稲田淳氏は任期満了により取締役を退任いたしました。
2019年４月23日付で坂本博昭氏は取締役に就任いたしました。

６．当社は、取締役（監査等委員）岡安俊英氏、佐々木豊氏及び原口昌之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。

⑵　責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第１項の規定に基づき、当社と取締役（監査等委員）岡安俊英氏、佐々木豊氏及び原口昌之氏とは、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項で定める最低責任限度額を限度としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該役員が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとしています。

(3) 取締役の報酬等の額

| 区　　分 | 支給人員 | 支給額 |
|---|---|---|
| 取締役（監査等委員を除く） | 6名 | 33,650千円 |
| 取締役（監査等委員） | 3名 | 8,400千円 |
| 合　　計 | 9名 | 42,050千円 |

（注）1．上記には、2019年４月23日をもって退任した取締役（監査等委員を除く）２名を含んでおります。
2．取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、第22期臨時株主総会において年額80,000千円以内と決議いただいております。また、取締役（監査等委員）の報酬限度額は第24期定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。
3．上記のうち社外取締役（監査等委員）３名に支払った報酬等の総額は8,400千円であります。
4．上記支給額の他、当社子会社の取締役を兼務している取締役（監査等委員を除く）１名に対して、子会社が当事業年度に係る基本報酬として総額7,752千円を支払っております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

取締役（監査等委員）である岡安俊英氏は、岡安総合会計事務所の所長、株式会社松村組の社外監査役を兼任しております。当社と同事務所及び同社との間には特別の関係はありません。

取締役（監査等委員）である佐々木豊氏は、株式会社ビザライトの代表取締役を兼任しております。当社と同社との間には特別の関係はありません。

取締役（監査等委員）である原口昌之氏は、原口総合法律事務所の所長、株式会社早稲田アカデミーの取締役（監査等委員）及びMRT株式会社の社外監査役を兼任しております。当社と同事務所及び各社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

| 区　分 | 氏　名 | 主な活動状況 |
|---|---|---|
| 社外取締役（監査等委員） | 岡安俊英 | 当事業年度開催の取締役会16回のうち16回（100%）、監査等委員会14回のうち14回（100%）に出席し、必要に応じて公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。 |
| 社外取締役（監査等委員） | 佐々木豊 | 当事業年度開催の取締役会16回のうち16回（100%）、監査等委員会14回のうち14回（100%）に出席し、必要に応じて企業経営者としての専門的見地からの発言を行っております。 |
| 社外取締役（監査等委員） | 原口昌之 | 当事業年度開催の取締役会16回のうち16回（100%）、監査等委員会14回のうち14回（100%）に出席し、必要に応じて弁護士・公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。 |

## ５．会計監査人に関する事項

⑴　会計監査人の名称

監査法人Ａ＆Ａパートナーズ

⑵　会計監査人の報酬等

| | |
|---|---|
| ①　当社が支払うべき報酬等の額 | 13,000千円 |
| ②　当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 13,000千円 |

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査等委員会は会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況や報酬見積もりの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

⑶　会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合、その他必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、全員の同意により、会計監査人を解任いたします。

⑷　責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の定款規定を設けておりますが、会計監査人との間に責任限定契約は締結しておりません。

## 6．業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

### (1) 業務の適正を確保するための体制整備

業務の適正を確保するための内部統制システムの整備に関する基本方針として、当社が取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制の構築・維持については、監査等委員である取締役による取締役の業務執行の監視に加え、取締役社長の命を受けた内部監査担当者が、内部監査規程に基づき、取締役及び使用人の職務の執行に関する状況の把握、監視等を定期的に行い、取締役社長に報告しております。

また、法令や社内規程上疑義のある行為等についてその情報を直接受領する内部通報制度を整備・運用しております。

② 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、経営管理部を管掌する取締役又は執行役員を担当役員とし、職務執行に係る情報を適切に文書又は電磁的情報により記録し、文書管理規程に定められた期間保存・管理を行うものとしております。なお、取締役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとし、担当役員はその要請に速やかに対応するものとしております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従いリスク管理に係るコンプライアンス規程及び危機管理規程を制定及び改定し、潜在的リスクの早期発見及び不正行為に対する迅速かつ適切な措置を講ずる体制の構築を進めております。不測の事態が生じた場合には、取締役社長を委員長とする対策委員会を設置して、開示を含む迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整えております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、全社的な事業計画を定めるものとし、各取締役及び執行役員は、計画達成に向けて各部門が実施すべき具体的な数値目標及びアクションプランを定めるものとしております。これらの計画の達成に向けて予算管理を月次で行うほか、計画の進捗評価に用いる主要な指標については、経営会議において情報共有されております。また、稟議・決裁等のプロセスが明確化されているため、すべての業務レベルにおいて決定が迅速かつ適正に行われております。

このような機関ないし会議体の機能と業務プロセスにおける位置付けに関しては、全役員及び社員の間で共通に認識されているため、計画の策定と推進、その進捗の評価が適正に行われる体制が整っております。

⑤ 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社では、関係会社担当部署として海外事業推進室を設けており、海外子会社管理規程に基づき、関係会社管理を行っております。また、取締役会は、当社グループの経営計画を決議し、経営管理部はその進捗状況を毎月取締役会に報告するとともに、内部監査室が、当社及び当社子会社の内部監査を実施し、その結果を社長に報告することを内部監査計画として策定しております。

⑥　監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

内部監査担当者が協力するとともに、監査業務に必要な補助すべき特定の従業員として、監査等委員会付を置きます。監査等委員会付は原則１名以上配します。

監査等委員会付の独立性を確保するため、当該従業員の任命、異動等人事権に係る事項の決定には監査等委員会の事前の同意を得て行います。また、監査等委員会付の人事考課については監査等委員の同意を得て行います。

⑦　監査等委員でない取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

監査等委員でない取締役及び使用人は、重大な法令違反及び著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったとき等は、遅滞なく監査等委員会に報告するものとします。

監査等委員及び監査等委員会は必要に応じていつでも取締役に対し報告を求めることができるものとします。

監査等委員会へ報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止するとともに、その旨を周知徹底しております。

⑧　その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会が重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を効率的かつ効果的に把握できるようにするため、監査等委員はいつでも取締役及び従業員に対して報告を求めることができ、取締役は社内の重要な会議への監査等委員の出席を拒めないものとしております。

また、監査等委員は、内部監査担当者及び会計監査人と緊密に連携し、定期的に情報交換を行うものとし、必要に応じて顧問弁護士との意見交換等を実施するものとしております。

⑨　監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生じる費用の前払い、又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について、当社に対し会社法第399条の２第４項に基づく費用の前払い等を請求したときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。また、当社は監査業務に係る費用について、必要に応じ、一定額の予算を確保するものとしております。

⑩　反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力との取引関係や支援関係を含め一切の接触を遮断し、反社会的勢力からの不当要求は断固として拒絶するものとしております。反社会的勢力から経営活動に対する妨害や加害行為、誹謗中傷等の攻撃を受けた場合は、経営管理部が対応を一元的に管理し、警察等関連機関とも連携し、組織全体で毅然とした対応を行う体制を整えております。

⑪　財務報告の信頼性を確保するための体制

「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定めるとともに、財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制の整備、維持、向上に努めております。

(2)　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

①　内部統制システム全般

当社では、経営管理部による業務監査及び内部統制監査を通じて、内部統制システム全般の整備、運用状況の評価及び改善を実施しております。

②　コンプライアンス

法令遵守体制の点検・強化を推進するため、「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンス担当役員を選任しております。また、コンプライアンス違反行為の発生を防止するとともに、万が一これらの行為が発生した場合において当該事実を速やかに把握し、適切に対処することを目的として、コンプライアンス相談窓口を社内に設置し、取り組みを強化しております。

③　リスク管理

当社では、様々なリスクを一元的に予防、管理すること、またリスクが顕在化した場合には、迅速かつ的確な対応をすることを目的として、「危機管理規程」を整備し、危機管理担当取締役を選任しております。

④　取締役の職務執行

当社は、「取締役会規程」に基づき、原則月１回の取締役会を開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上の重要な事項の決議を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。また、社外取締役を選任し、取締役会による当社取締役の職務執行の監督機能を強化しております。

なお、当事業年度につきましては、取締役会を16回開催しております。

⑤　監査等委員会

監査等委員会は、監査等委員の取締役会への出席及び監査等委員による経営会議その他の重要な会議への出席及び取締役、使用人からのヒアリングを通じて、当社の内部統制の整備、運用状況について確認を行うとともに、より健全な経営体制と効率的な運用を行うための助言を行っております。

また、監査等委員会は会計監査人、内部統制担当部署など内部統制に係る組織と適宜情報交換を行い、連携を保ちながら監査の実効性を確保しております。

## ７．会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

# 連結貸借対照表

2020年１月31日現在

（単位：千円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部） | | （負債の部） | |
| 流動資産 | 1,009,041 | 流動負債 | 72,402 |
| 現金及び預金 | 617,788 | 買掛金 | 15,889 |
| 売掛金 | 249,758 | 未払法人税等 | 7,796 |
| たな卸資産 | 124,531 | 賞与引当金 | 8,633 |
| その他 | 16,965 | その他 | 40,083 |
| 貸倒引当金 | △3 | 固定負債 | 2,806 |
| 固定資産 | 157,565 | リース債務 | 2,806 |
| 有形固定資産 | 27,790 | 負債合計 | 75,209 |
| 建物 | 13,431 | （純資産の部） | |
| 工具、器具及び備品 | 14,359 | 株主資本 | 1,081,385 |
| 無形固定資産 | 70,065 | 資本金 | 438,127 |
| ソフトウェア | 57,473 | 資本剰余金 | 378,977 |
| その他 | 12,591 | 利益剰余金 | 264,526 |
| 投資その他の資産 | 59,709 | 自己株式 | △246 |
| 長期前払費用 | 5,418 | その他の包括利益累計額 | 1,040 |
| 長期未収入金 | 40,565 | 為替換算調整勘定 | 1,040 |
| 繰延税金資産 | 2,904 | 新株予約権 | 708 |
| その他 | 10,820 | 非支配株主持分 | 8,262 |
| 資産合計 | 1,166,606 | 純資産合計 | 1,091,396 |
| | | 負債純資産合計 | 1,166,606 |

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

（自　2019年２月１日
　至　2020年１月31日）

（単位：千円）

| 科目 | 金 | 額 |
|---|---|---|
| 売上高 | | 783,417 |
| 売上原価 | | 553,954 |
| 売上総利益 | | 229,462 |
| 販売費及び一般管理費 | | 332,781 |
| 営業損失 | | 103,318 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 46 | |
| 消費税差額 | 1,881 | |
| 為替差益 | 1,300 | |
| 還付加算金 | 659 | |
| その他 | 440 | 4,327 |
| 営業外費用 | | |
| 持分法による投資損失 | 2,612 | |
| その他 | 766 | 3,379 |
| 経常損失 | | 102,370 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 54 | 54 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | 5,990 | 5,990 |
| 税金等調整前当期純損失 | | 108,307 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 5,591 | |
| 法人税等調整額 | △9 | 5,581 |
| 当期純損失 | | 113,888 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | | 8,375 |
| 親会社株主に帰属する当期純損失 | | 122,263 |

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

（自　2019年２月１日
　至　2020年１月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 437,237 | 378,087 | 386,790 | △246 | 1,201,868 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 新株の発行 | 890 | 890 | － | － | 1,780 |
| 親会社株主に帰属する当期純損失（△） | － | － | △122,263 | － | △122,263 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | － | － | － | － | － |
| 当期変動額合計 | 890 | 890 | △122,263 | － | △120,483 |
| 当期末残高 | 438,127 | 378,977 | 264,526 | △246 | 1,081,385 |

| | その他の包括利益累計額 | | | 新株予約権 | 非支配株主持分 | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 繰延ヘッジ損益 | 為替換算調整勘定 | その他の包括利益累計額合計 | | | |
| 当期首残高 | △154 | 993 | 839 | 708 | － | 1,203,416 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 新株の発行 | － | － | － | － | － | 1,780 |
| 親会社株主に帰属する当期純損失（△） | － | － | － | － | － | △122,263 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 154 | 46 | 201 | － | 8,262 | 8,463 |
| 当期変動額合計 | 154 | 46 | 201 | － | 8,262 | △112,019 |
| 当期末残高 | － | 1,040 | 1,040 | 708 | 8,262 | 1,091,396 |

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

2020年1月31日現在

（単位：千円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部） | | （負債の部） | |
| 流動資産 | 931,522 | 流動負債 | 65,417 |
| 現金及び預金 | 508,031 | 買掛金 | 15,690 |
| 売掛金 | 291,784 | 未払金 | 30,305 |
| 製品 | 114,253 | 未払費用 | 2,816 |
| 原材料及び貯蔵品 | 36 | 未払法人税等 | 2,509 |
| 前渡金 | 1,983 | 前受金 | 2,542 |
| 前払費用 | 10,801 | 預り金 | 2,774 |
| その他 | 4,639 | 賞与引当金 | 7,809 |
| 貸倒引当金 | △7 | その他 | 969 |
| 固定資産 | 234,185 | 固定負債 | 2,806 |
| 有形固定資産 | 27,790 | リース債務 | 2,806 |
| 建物 | 16,798 | 負債合計 | 68,224 |
| 工具、器具及び備品 | 79,031 | （純資産の部） | |
| 減価償却累計額 | △68,038 | 株主資本 | 1,096,775 |
| 無形固定資産 | 68,538 | 資本金 | 438,127 |
| ソフトウェア | 57,473 | 資本剰余金 | 378,977 |
| ソフトウェア仮勘定 | 10,763 | 資本準備金 | 366,856 |
| その他 | 301 | その他資本剰余金 | 12,121 |
| 投資その他の資産 | 137,856 | 利益剰余金 | 279,917 |
| 関係会社株式 | 78,786 | 利益準備金 | 1,170 |
| 長期前払費用 | 5,418 | その他利益剰余金 | 278,746 |
| 長期未収入金 | 40,565 | 繰越利益剰余金 | 278,746 |
| 繰延税金資産 | 2,904 | 自己株式 | △246 |
| その他 | 10,181 | 新株予約権 | 708 |
| | | 純資産合計 | 1,097,484 |
| 資産合計 | 1,165,708 | 負債純資産合計 | 1,165,708 |

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

（自　2019年２月１日
　至　2020年１月31日）

（単位：千円）

| 科目 | 金 | 額 |
|---|---|---|
| 売上高 | | 727,010 |
| 売上原価 | | 539,666 |
| 売上総利益 | | 187,343 |
| 販売費及び一般管理費 | | 305,069 |
| 営業損失 | | 117,725 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 29 | |
| 為替差益 | 1,534 | |
| 還付加算金 | 659 | |
| その他 | 95 | 2,319 |
| 営業外費用 | | |
| 株式交付費 | 310 | |
| 支払利息 | 131 | |
| その他 | 11 | 453 |
| 経常損失 | | 115,859 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 54 | 54 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | 5,990 | 5,990 |
| 税引前当期純損失 | | 121,795 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 304 | |
| 法人税等調整額 | △9 | 294 |
| 当期純損失 | | 122,090 |

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

（自　2019年２月１日<br>至　2020年１月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | 自己株式 | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | |
| 当期首残高 | 437,237 | 365,966 | 12,121 | 378,087 | 1,170 | 400,837 | 402,007 | △246 | 1,217,086 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 新株の発行 | 890 | 890 | － | 890 | － | － | － | － | 1,780 |
| 当期純損失（△） | － | － | － | － | － | △122,090 | △122,090 | － | △122,090 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 当期変動額合計 | 890 | 890 | － | 890 | － | △122,090 | △122,090 | － | △120,310 |
| 当期末残高 | 438,127 | 366,856 | 12,121 | 378,977 | 1,170 | 278,746 | 279,917 | △246 | 1,096,775 |

| | 評価・換算差額等 | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|
| | 繰延ヘッジ損益 | 評価・換算差額等合計 | | |
| 当期首残高 | △154 | △154 | 708 | 1,217,641 |
| 当期変動額 | | | | |
| 新株の発行 | － | － | － | 1,780 |
| 当期純損失（△） | － | － | － | △122,090 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 154 | 154 | － | 154 |
| 当期変動額合計 | 154 | 154 | － | △120,156 |
| 当期末残高 | － | － | 708 | 1,097,484 |

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 独立監査人の監査報告書

2020年３月26日

株式会社トランザス
監査等委員会御中

監査法人 A&Aパートナーズ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 村田征仁

指定社員
業務執行社員 公認会計士 寺田聡司

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社トランザスの2019年２月１日から2020年１月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トランザス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

連結注記表９．重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2020年３月24日開催の取締役会において、連結子会社である株式会社ピースリーとの間で合併契約書を締結することを決議し、同日に締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

# 独立監査人の監査報告書

2020年３月26日

株式会社トランザス
監査等委員会御中

監査法人A&Aパートナーズ

指定社員
業務執行社員　公認会計士　村田征仁

指定社員
業務執行社員　公認会計士　寺田聡司

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社トランザスの2019年２月１日から2020年１月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

個別注記表９．重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2020年３月24日開催の取締役会において、連結子会社である株式会社ピースリーとの間で合併契約書を締結することを決議し、同日に締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

# 監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2019年２月１日から2020年１月31日までの第26期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果を以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、第26期監査計画に基づき、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査しました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備についての取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関して、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。なお、取締役より「職務執行確認書」も取得しており、指摘すべき事項は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であるとともに、その運用状況に係る事業報告の記載内容は適切であり、内部統制システムの構築・運用に関する取締役の職務の執行について、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である監査法人Ａ＆Ａパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人である監査法人Ａ＆Ａパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年３月27日

株式会社トランザス　監査等委員会

監査等委員　岡安　俊英　㊞

監査等委員　佐々木　豊　㊞

監査等委員　原口　昌之　㊞

（注）　監査等委員岡安俊英、佐々木豊及び原口昌之は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上